

平成15年5月30日

水質基準に関する省令の公布について

- ・水道により供給される水に関する新しい水質基準を定める「水質基準に関する省令」が、本日公布されましたので、お知らせいたします。
- ・「水質基準に関する省令」は、水道法第4条第2項の規定に基づき、水道から供給される水について、水質基準項目（50項目）とその基準値を定めるものであり、これは、去る4月28日にとりまとめられた厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」を踏まえたものです。
- ・同省令の施行日は平成16年4月1日であり、その施行に伴い、現在の「水質基準に関する省令」（平成4年厚生省令第六十九号）は廃止されます。

(別添資料)

新しい水質基準項目及び基準値（施行日：平成16年4月1日）

番号	項目名	基 準 値
1	一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.01 mg / ℓ 以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg / ℓ 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg / ℓ 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg / ℓ 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg / ℓ 以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05 mg / ℓ 以下であること。
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg / ℓ 以下であること。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg / ℓ 以下であること。
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg / ℓ 以下であること。
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg / ℓ 以下であること。
13	四塩化炭素	0.002 mg / ℓ 以下であること。
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg / ℓ 以下であること。
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / ℓ 以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / ℓ 以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02 mg / ℓ 以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg / ℓ 以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.03 mg / ℓ 以下であること。
20	ベンゼン	0.01 mg / ℓ 以下であること。
21	クロロ酢酸	0.02 mg / ℓ 以下であること。
22	クロロホルム	0.06 mg / ℓ 以下であること。
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg / ℓ 以下であること。
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg / ℓ 以下であること。
25	臭素酸	0.01 mg / ℓ 以下であること。
26	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg / ℓ 以下であること。
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg / ℓ 以下であること。

28	プロモジクロロメタン	0.03 mg / ℥ 以下であること。
29	プロモホルム	0.09 mg / ℥ 以下であること。
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg / ℥ 以下であること。
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg / ℥ 以下であること。
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg / ℥ 以下であること。
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg / ℥ 以下であること。
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg / ℥ 以下であること。
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg / ℥ 以下であること。
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg / ℥ 以下であること。
37	塩化物イオン	200 mg / ℥ 以下であること。
38	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg / ℥ 以下であること。
39	蒸発残留物	500 mg / ℥ 以下であること。
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg / ℥ 以下であること。
41	(4S,4aS,8aR) - オクタヒドロ - 4,8a-ジメチルナフタレン - 4a(2H) - オール(別名ジェオスミン)	0.00001 mg / ℥ 以下であること。注1)
42	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン - 2 - オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg / ℥ 以下であること。注1)
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg / ℥ 以下であること。
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg / ℥ 以下であること。
45	有機物(全有機炭素(TOC) の量) 注2)	5 mg / ℥ 以下であること。 注2)
46	pH値	5.8以上8.6以下であること。
47	味	異常でないこと。
48	臭気	異常でないこと。
49	色度	5度以下であること。
50	濁度	2度以下であること。

注1) この省令の施行の際現に布設されている水道により供給される水に係る表41の項及び42の項に掲げる基準については、平成19年3月31日までの間は、これらの項中「0.00001 mg / ℥」とあるのは「0.00002 mg / ℥」とする。

注2) 平成17年3月31日までの間は、表45の項中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)とあるのは「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、「5 mg / ℥」とあるのは「10 mg / ℥」とする。